

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所在地	〒273-0137 千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	平成27年8月27日～平成28年1月22日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	社会福祉法人 千葉明徳会 明徳そでの保育園		
(フリガナ)	シャカイワクホクゾノ ンガ メイトカイ メイトクダニノ ホクイン		
所在地	〒275-0014 千葉県習志野市鷺沼1-14-16		
交通手段	京成津田沼駅下車・徒歩15分		
電 話	047-453-2207	FAX	047-453-2214
ホームページ	http://www.meitokutoke.com/sodenino		
経 営 法 人	社会福祉法人 千葉明徳会		
開設年月日	平成25年4月1日		
指定年月日			
併設しているサービス	な し		

(2) サービス内容

対象地域									
定員 と 実数	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	実数は 12月 1日 現在
	定員	6	10	15	17	17	25	90	
	実数	12	15	18	21	20	20	106	
敷地面積	m ²			保育面積			m ²		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	健康管理マニュアルにより管理								
食事	完全給食・離乳食・アレルギー対応・おやつ（3歳未満児午前と午後の2回・3歳以上児は午後の1回）								
利用時間	7時～19時（土曜日7時～18時30分）								
休 日	日曜日 祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）								
地域との交流	市立小学校と交流・ブロック交流（市立こども園・市立保育所 私立保育園と交流）・近隣施設（子どもセンターで乳幼児と交流 ヴィラージュで高齢者と交流）小中学校高校生体験保育受け入れ等								
保護者会活動	三者協議会（市保育課・保育園・保護者会代表）保護者会年2回								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	23	12	35	
専門職員数	施設長	保育士	看護師	
	1	24	1	
	栄養士	保健師	調理員	
	1		4	
	事務員	その他専門職員	合 計	
2	2	35		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 習志野市役所こども保育課	
申請窓口開設時間	8時30分～17時	
申請時注意事項	提出書類・入園要件	
サービス決定までの時間	習志野市の規程による	
入所相談	習志野市役所こども保育課及び明德そでの保育園	
利用料金	習志野市の規程による	
食事料金	保育料に含まれる	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもが今を生きることにより喜びを感じ心身ともに健やかで「育つ幸せ」を実現する。(子どもの最善の利益と福祉の増進) <p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 体の丈夫な子ども 創造的に生き意欲的な子ども 仲間とともに育つ子ども
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 習志野市より私立化され「明德そでの保育園」として3年目になります。 子どもの育つ環境を大切に、自然豊かな環境の中で五感を大切に育み創造的な遊びの時間をゆったりと、子どもの育つ力を信じ、子ども自ら「やってみよう」とする気持ちを大切に、必要な時に寄り添い援助していく保育を目指しています。 自然豊かな環境に恵まれ、園庭には柿、くるみ、ヤマモモ、ぶどう、ざくろ、夏みかん、ぎんなんなど収穫の時期には子ども達と一緒に楽しんでいます。渋柿をつるし干し柿にし情景を楽しみ味わっています。 「子どもとセンス・オブ・ワンダー」を大切に、自然に触れることで子どもと共に感動し、自然に学び感謝することを通して豊かな感性を育てています。 芸術スタッフが週1回子ども達と関わりいろいろな芸術活動を楽しんでいます。

<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士との信頼関係に基づいて情緒の安定を図ることを基盤とし、ひとり一人の子どもが自己を十分に発揮し、主体的に活動できるようにし自己肯定感を高めるようにしています。 ・ 3歳未満児は、個々の成長過程に応じて細やかな援助と、ゆるやかな担当制を行い、保育士との信頼関係の基に安心して過ごしています ・ 自然豊かな環境で、樹齢40年過ぎる木々は子ども達にとって絶好の木登り、大きい子が得意げに登っているのを見て小さい子も挑戦、保育士の見守る中、自分の力で登ります。 ・ 保育園の落ち葉で腐葉土を作りぶどうの木の下は切株で囲み腐葉土を入れ幼虫の住み家になっています。生き物に触れることで命の大切さや生きている物に興味や関心を示し、幼児期に学ぶ大切な体験が得られます。 ・ 保育園で調理した給食や、おやつを食し、ひとり一人に応じた離乳食やアレルギー除去食の対応をしています。 ・ 近隣の保育園、子ども園、小学校との交流も行っています。 ・ 保育園の看板は、彫金作家でもある保護者の方が制作し、保育園の歌をモチーフにした彫金の看板です。繊細な技法で（ダンゴ虫・ちょうちょ・せみ・柿・桜・いちょう・芋のつると葉っぱ）子ども達は身近に彫金芸術の本物の素晴らしさに触れています。 ・ 地域のボランティアの方との触れ合いも多く、おはなし会や生の演奏などに触れ豊かな感性を育てています。 ・ 学校法人千葉明德短期大学や、姉妹園明德土気保育園とのつながりもあり研修などを通して職員の資質向上になっています。 ・ 平成28年度は、園舎の改築工事の予定です。
-------------------------	---

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること	
1, 保護者の評価が職員のモチベーションを高め、より質の高い保育を目指す力になっています。	・「保護者との信頼関係を高め、より良い協力関係のもとに保育を進める」という方針のもと、保護者の思いを丁寧に受け止め真摯に対応しています。また、送迎時の日々の会話や連絡ノート、掲示板や各種のお便りで、写真を活用し子どもの様子を生き生きとわかりやすく伝えています。子どもにとって最善の保育を目指している保育者の熱い思いが、保護者によく伝わり 保育園に対する信頼感を深め、保護者アンケートの高い評価となって表れています。日々の活動の積み重ねにより、保育園と保護者が共に育て合うという気持ちが醸成され、より質の高い保育を目指す職員の原動力にもなっています。
2, 子どもの自主性・主体性を大事する保育が自然に恵まれた環境の中で生き生きと展開されています。	・子どもの主体性を一番に考え、自分のやりたい遊びを自分で選んで遊べるように、園庭、保育室の環境が構成されています。園庭の遊具は子どもが取り出しやすいように常時置いてあり、木登りが出来る木、柿、ヤマモモなどの実がなる木、泥遊び場など自然豊かな環境の中で子どもは目を輝かせて生き生きと遊んでいます。室内はコーナーごとに発達に合わせたおもちゃや保育素材が用意されており、個々が集中して遊べるスペースとなっています。夢中になり満足するまで遊ぶ時間を保障するために入室時間に幅をもたせたり4, 5歳児はランチルーム方式で食事するなど、今ある環境の中で様々な工夫をすることで子どもの主体性が育まれています。
3, いよいよ増改築工事が始まり保護者、職員の期待が高まっています。	・増改築に当たって職員間の真剣な論議や保護者への説明などが行われてきましたが、いよいよ着工の年となりました。保護者へは保育環境の変更や安全対策などをタイムリーにわかりやすく説明されることが求められます。そして老朽化の対策だけでなく、設計に当たって論議を重ねた「そでの保育」のこころざしが新園舎で十分発揮されることが期待されます。
さらに取り組みが望まれるところ	
1, 職員の昇級、昇格、一時金等を決定する際の評価基準を作成されることが望めます。	・社会的に職員ひとり一人の専門性の向上が問われ、当園の職員にも保育に対する熱い思いが十分感じられます。しかし今後は保育園が組織としての機能を更に高めることが保護者や地域社会から求められています。 賃金については就業規則の給与規程(俸給表)で運用されていますが評価の目安となる評価基準を作成されることが望めます。このことで、管理者、職員双方がその評価を共有し、個人の努力目標や組織の役割の位置付けなどを明確化することで意欲の向上につながり、職員が一体となりそでの保育園の保育がさらに高められるよう期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

明德そでの保育園として3年間の保育を積み重ねてきました。今回の評価の中での保護者アンケートは肯定的な意見を沢山いただき保育を共に共感してくださっている事を感謝申し上げます。要望については、改善の必要なことは努力し、真摯に受け止めていきたいと考えています。28年度は園舎の建て替えがあり、安全で安心できる環境を維持していきたいと思っております。評価の中で課題とする評価基準については更に職員が一体となり遣り甲斐のある保育園となるように検討していきたいと思っております。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する保育の標準化	4	0
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	3	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			0		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計	128	1		

評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・法人の使命や目指す方向、考え方に沿った理念・方針は社会福祉法人千葉明德会定款・運営管理規定に法人の目的が「保育園のご案内」や「ホームページ」に明記されています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・「保育理念」「保育目標」について園内に掲示し職員にも配布されています。</p> <p>・理念、目標方針は年度初めに全職員に周知し保育課程を見直し指導計画に繋げています。</p> <p>・年間計画保育実践の中で運営の重点などを意識し、職員会議で保育の振り返りを行い、園内研修にも活かしています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・入園の際や入園後の保護者会などで「理念」や「運営方針」を文書で配布し、具体的な保育の状況などの説明がされています。その際スライドや写真で子どもの生き生きとした生活や、夢中になって遊ぶ姿を見てもらい子どもの育ちについて実践面で説明が行われています。</p> <p>・園だよりや、クラスだよりの中で子どもの育ちを通し実践面で分かり易く知らせています。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>・27年度事業計画は、保育理念・保育目標を実現するための保育方針を掲げ実践しています。地域交流が積極的に行なわれ、園庭開放(なかよし広場)をより利用してもらうように行事等PRし地域の方に浸透してきています。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年度事業計画は、職員会議で意見を反映し実践に繋げるよう話し合いがされています。 ・事業計画の実施状況は全職員で把握し評価反省は職員会議・幼児会議・乳児会議などで行われています。 ・職員会議に参加できない場合は会議の内容をその都度報告し周知されています。 		
6	<p>理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針に沿った実践や課題を把握し具体策を共通理解したうえで改善へと繋げ、4・5歳児は主体的な生活を進めるためランチルームの設置などで食育の推進にも繋がっています。 ・職員との面談をする中で、意見を発信し易いようなコミュニケーションを大切に、遣り甲斐のある職場づくりに努められています。 ・習志野市の研修や、保育協議会の研修、明德短大や姉妹園との繋がりもあり保育の専門性の向上がはかられています。 		
7	<p>施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の心得は管理規定や就業規則、保育の手引きの中でも明記し、個々に配布し周知がされています。 ・個人情報の取り扱いは保育の手引きにつづり年度初めに確認が行われています。 		
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 □ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則に職務権限は明記し、職員に周知がされています。 ・人材育成方針は運営方針等にも記載し、職員の遣り甲斐にも繋がるように園長との面接が年間2回から3回実施されています。 ・評価基準や評価方法の設定が望まれます。 		
9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・職員の有給休暇については、取得計画を職員間で調整し業務に支障のない範囲で消化するように働きかけられています。 ・時間外労働は適切に行いデータはその都度チェックされ、人員体制は習志野市の職員配置基準に配置がされています。 ・育児休暇は現在1名が取得中であり、他の福利厚生は、年一回の健康診断や被服の支給などがあります。 	
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の自己目標を掲げ資質向上を図るとともに、職員全体の課題を明らかにし園内研修が実施されています。 ・日常の保育実践を通し、事例研究を行い危機管理意識を高める事、子どもの自己肯定感が育つための保育をめざし、保育の専門性を高めています。また看護師を中心としての救急法やエビペンの実技研修が行われています。 ・保育の資質を高めるため、千葉明德学園の主催する「めいトーク」や習志野市、保育協議会の研修に参加し、これらの園外の研修は研修報告書により、全職員に内容が報告されています。 	
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・児童憲章や児童福祉法を念頭に、「子どもの最善の利益と福祉の増進」に努め、発達のみちすじを理解し、子どもの発達に応じた援助を行い子どもの意思を尊重し、子どもの気持ちに寄り添うことを目指す保育が行われています。 ・日々の保育を振り返り、全員閲覧の連絡ノートなどで職員間の情報を共有することを大切にしています。 ・関係機関との連携については、習志野市の体制が整い、情報の共有化や支援に向け関係機関会議(保育課・支援課・保護課・保健師・保育園・教育機関)が実施されます。 	
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に関しては利用目的を明示し、ホームページに写真などを掲載する際は保護者の同意書により意向に沿って使用されます。 ・個人情報の収集・保管・管理に関しては、文書で職員へ周知し鍵の掛かるロッカーで保管されています。 ・利用者の求めに応じての個人情報の開示については、入園の説明会や、全体保護者会などを通し説明し、開示する際に園長に申し出ることが必要である旨がパンフレットに掲載されています。 	
13	<p>利用者満足の向上を意図した取り組みを整備し、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。

(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育参観・個人面談・保護者会などを実施する中で、保護者の要望や感想など話しやすいような雰囲気を作り安心感につながるように保護者とのコミュニケーションを大切にされています。 ・28年度は園舎の改築を予定し、保護者への説明と理解を得られるように丁寧な対応の努力がうかがえます。 ・年度末に実施する三者協議(保育課・保護者代表・保育園)の中でも満足度が把握できる状況にあります。 ・利用者等の相談にあたっては相談しやすい場所などが配慮がされ、その都度記録を取り継続が必要な場合は日程など保護者の意向に配慮がされています。 ・遠慮がちな保護者のためにご意見箱の設置を検討が望まれます。 	
14	<p>苦情又は意見を受け付ける仕組みがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(自己評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「苦情申し出窓口」の設置については保護者が確認できる場所に貼り出すとともに、文書で保護者に配布がされています。 ・保育園で解決できない苦情は、千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し出ることが出来るように連絡先が明示されています。 ・苦情の実績ありませんが、あった場合は保護者にとって安心につながるような受け止めがされるような状況が心懸けがされています。 ・新しい園舎では、利用者の権利を保障するため掲示板に「保育理念」「保育目標」「保育方針」「プライバシー保護」「苦情申し立て」「第三者評価報告書」などを1カ所にまとめ、園の説明責任を明確に表示されることが望まれます。 	
15	<p>保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・各クラスで評価、反省後定例の保育会議、乳児会議、幼児会議等で検討する体制が整備されており、保育の質向上にむけた取り組みが行われています。 ・運営方針の中で本年度の保育についての努力点を明確にし、PDCAサイクルを実行する中で保育の質向上に取り組まれています。 ・チェックリストに基づいて保育士個人の自己評価が実施されています。その結果を整理し今後、園全体の課題として検証することでさらに保育力の向上に繋がるものと期待します。 ・第三者評価については受審結果を公表し、保育園のコメントを添えて文書で保護者に周知されています。 	
16	<p>提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえて</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の基本や手順は「保育のてびき」に記載され、全職員に配付し必要に応じて確認できるようになっています。 ・職員が意見を出しやすい環境にあり、「子どもにとって最善を」の共通理解にたち、毎年職員から意見を吸い上げて見直し必要に応じて改訂されています。 ・園舎改築にあたり散歩に出かける機会が多くなることから、散歩マニュアルを安全面を重点に見直し、再編集されました。 ・保育の基本方針については明確になっていますが、保育方法、配慮点など基本的事項の手順についても、今後文書化することで、よりそでの保育園の保育が確立されていくように期待します。 	

17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問合せや見学ができることについては、ホームページ等に明記されています。 ・問合せはその都度対応し、見学者には保育理念や園の概要を説明し、園長、副園長、主任が園内を案内しながら丁寧に説明されています。 		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会では園長が保育園の概要や保育方針等について、資料や子どもの遊んでいる様子をスライドを利用してわかりやすく説明されています。また看護師が健康面、栄養士が給食全般についての説明を行っています。 ・全体会後の個人面接では保護者の意向を確認し面接シートに記録されています。説明内容について同意をされた保護者は署名をしています。 		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育課程は保育理念、保育方針、保育目標、発達過程が組み込まれて適切に作成されています。 ・子どもの背景にある家庭や地域の実態を把握して作成されています。 ・園長の責任のもと、理念、方針に沿って保育課題を把握し、全職員の共通理解を図りながら作成されています。 		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育課程に基づき発達の連続性を大切にし、発達の過程を踏まえ、長期的な年間指導計画、短期的な月案、週案、日案が作成されています。 ・3歳未満児は個票により個別計画を、特別な配慮が必要な子どもは個別計画及び就学前・小・中校共通の個別支援計画が作成されています。 ・ねらいを達成するために子どもが自発的、主体的に関われる魅力的な環境が担任の創意工夫により構成されています。 ・毎月の保育実践の振り返りを各クラスで行ったのち、乳児会議、幼児会議単位で改善点を検討後、職員会議で報告し全職員で共通理解を深めています。 		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各保育室には発達段階に即した、玩具や保育素材が魅力的に置かれ、子どもが自分で取り出して遊べるように設定されており、いつでも自分の好きなもので遊ぶことが出来ます。 各保育室は手指の遊び、ごっこ遊び、構成遊びなどがそれぞれコーナーで仕切られており、個々がじっくりと遊びこめるスペースになっています。 夢中になって遊び込める時間が大切にされています。未満児はゆるやかな担当制により、担当保育士がきめ細かく個々の状況を把握し、担任が連携をとりながら時差での入室、4・5歳児は給食室のスタッフと連携をとりランチルーム方式を取り入れることで各自が遊びに満足した時点で入室できるようにされています。 保育者は子どもを見守りながら、子どもの自発性が発揮できるように、さりげなく個々にあった援助を行っています。 		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然に恵まれた園庭には実のなる木、木登りができる木、泥遊びができる場所や腐葉土づくりから行ったカブトムシの幼虫を育てる場所、ダンゴムシを探したりセミ捕りをしたりなど直接触れたり、体験できる環境があり子どもは自然の驚異や不思議さに感動しながら目を輝かせて伸び伸びと遊んでいます。 地域の高齢者が集う場である「ヴィラージュ」には5歳児が定期的に出向き交流を深めたり、4歳児は子育て支援センターで地域の親子と触れ合うなど地域の中の一員として見守られながら育てています。 季節の行事の他、歌や音楽を聴く会、星を見る会など子どもの情操を豊かにする様々な取り組みが行われています。 		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育目標の一つに「仲間とともに育つ子ども」を掲げ、日常保育の場面で折にふれて他者の思いや考えを理解しようとする気持ちが育つように援助されています。 けんかなども子どもの成長に必要な経験としてとらえ、様子を見守りながら子ども同士が気持ちを伝え合えい自分たちで仲直りできるように援助されています。 受容される保育の中で他者に対する思いやりの心も育ち、集団生活の場ではルールを守ることが必要であるということも学んでいます。 園庭で各年齢が一緒に遊ぶ中で小さい子は大きい子を見て憧れを持ち、大きい子は小さい子をいたわり優しくするなどの気持ちが自然に育っています。 5歳児は小さい子たちが片付け忘れたおもちゃを、自分たちで園庭の片付け係をする決めて自主的に行っています。 		
24	<p>特別な配慮を必要とする子どもの保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 日々の保育の中で受容され、自己肯定感を持ち生活している子どもたちは思いやりの心や優しさが育っており、自分以外の子どもも自然に受け入れる気持ちが育っています。 市のひまわり発達相談センターと連携をとり、保護者の意向も汲みながら個別支援計画を立てきめ細かい対応がされています。 個々のケースについては保育会議で報告・検討され、園全体で支援できるように情報の共有が行われています。 保護者、担任、看護師と一緒に医療機関等に出向き発達状態や援助の方法を学びながら保育に取り組まれています。 担当職員は研修に参加し対応方法などを学びスキルアップをはかっています。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 長時間保育の引継ぎは引継ぎノートを使用して行い、必要なことは口頭で保護者に確実に伝えられています。 遊びを分断することなく日中の保育からスムーズに長時間保育に引き継がれるように、担当職員と連携をとりながら保育が行われ子どもが安心して過ごすことが出来ます。 		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 0, 1, 2歳児は連絡帳、3歳以上児は連絡ノートを使用し保護者と子どもの様子について情報交換が行われています。また、掲示板やクラスだよりでは写真などを活用し子どもの保育園の様子が生き生きと伝えられ保護者の理解を深める手立てとなっています。 保護者との信頼関係、協力関係を大切にするために個人面談、保育参観・参加、懇談会を実施し、保育内容や子どもの育ちについて丁寧に伝えることで保護者から高い評価が得られています。 保護者から相談があった場合には、その都度、誠意をもって対応し共に考えながらアドバイスをされています。 地域の小学校とは遊びや、給食交流などが年三回実施されています。また、職員は幼保小関連研修会に参加し職員同士の交流を深めています。 就学にあたっては保育所児童保育要録を小学校に届け、必要に応じて申し送りが行われています。 		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 年間保健計画に沿って、内科健診、歯科検診、眼科検診(4, 5歳児)、身体測定などを定期的に行い実施記録されています。その結果は保護者に「けんこうのきろく」で個別にお知らせしています。 健康状態のチェックは連絡ノートや保護者からの情報をもとに担任、看護師が心身の状態を観察し保健日誌に記録されています。 SIDS予防のため1歳の誕生日までは、午睡時は5分おきにチェックを行い記録されています。 看護師・栄養士が連携して行う「げんきっ子タイム」では、幼児クラスを回り人形や紙芝居などを使って子どもにわかりやすく健康な体づくりについて伝える取り組みが行われています。 子どもの心身の状態を観察し、異変が見られた場合は園長に報告することになっており、必要に応じて保育課や関係機関と連携をとるなどの対応がとられています。 		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任は常に子どもの状態に気をつけると共に、看護師が毎朝クラスを回りながら子どもの様子を確認し健康管理を行っています。 ・感染症の予防については、厚生労働省のマニュアルを全職員が共通理解し手洗い・うがい・消毒等で対応されています。また、サーベイランスを導入し感染症の発生状況を早期に把握し感染予防に努めるとともに、感染症が発生した場合には掲示板や保健だよりで保護者に周知し、感染予防のための協力依頼をされています。 ・保育中に体調不良や傷害が発生した場合にはマニュアルに基づいて看護師、担任、園長等が必要に応じて保護者に連絡をとると共に、状況によっては看護師が保健室で安静を保ちながら看護したり、医療機関を受診するなどの対応がとられています。 ・保健室の環境を常時整え、救急用の薬品、衛生材料を常備しいつでも使えるように管理されています。 		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■ 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■ 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■ 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育計画は各年齢の発達をとらえて作成され、職員会議で共通理解し指導計画に反映されています。また、月の保育会議や献立会議で評価・反省を行い翌月の食育指導や献立作成に活かされています。 ・栽培した野菜を子どもが調理室に届けると給食の食材として調理し子どもに提供されています。保育士と栄養士の綿密な連携がとれており、子どものためにという思いが多様な食育活動の根底にあります。 ・レッツクッキングではピザトーストやみそ汁をつくつたり、給食室見学ツアーでは5歳児が調理の様子を見学するなど様々な体験をする中で子どもと給食室の職員との交流が深くなり感謝の気持ちが育っています。 ・医師の指示書に基づいて食物アレルギー児には除去、代替食が提供されています。誤食防止のため食札をつけ、トレーの色を替えるなどアレルギー対応マニュアルにより進められています。 ・お腹を空かして楽しく食べる給食をねらいとして、時差での食事や4、5歳児はランチルーム方式を取り入れ自分の適量をよそってもらうなど、子どもの気持ちを大事にした食育が行われています。 		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■ 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。

(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・室内の温度・湿度・換気・採光等については安全点検簿に記入し適切な環境が保たれるようにされています。音なども適正に配慮されています。 ・施設内外の安全点検や衛生管理は看護師が中心となり行われています。 ・各クラスに消毒液を置き職員、子ども、保護者が随時使用し衛生面に配慮されています。また入室時の手洗い、うがいの習慣も子どもに身につけています。 ・施設内外の環境整備については園長、副園長、主任が見て回り、修繕等が必要なことについては迅速に対応されています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応マニュアルは職員に配布し周知徹底されています。 ・アクシデントレポートを記録し、職員会議で大きな事故に至らないように事故発生原因を分析し事故防止対策が行われています。 ・危険箇所があった場合には即対応できるように職員の意識を高め、安全点検簿により毎日点検が行われています。 ・不審者対策は年間計画に沿って対応訓練が行われています。 		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波・火災非常災害に備え対応マニュアルを職員に周知し、年間の訓練計画に沿って毎月の訓練を行っています。 ・避難訓練は、中学校との合同訓練も行い水害時に備えて地域の協力が得られるよう実施されています。 ・消防署に依頼し総合訓練を実施し職員は通報訓練や消火器の使い方なども訓練が行われています。 ・園舎は耐震基準をクリアしていますが、ガラスの飛散防止や什器の転倒防止などの対策が取られています。 ・災害発生時の安否情報はホームページに掲載することで保護者に周知がされています。 		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)		
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て等に関する相談は随時実施しています。 ・園庭開放を月曜日から金曜日まで行い、地域の方が利用しリピータも増えてきています。 ・地域子育て支援については園の支援内容を地域にPRする共に、子どもセンターの情報や地域のお祭りなどの情報も掲示がされています。 ・地域の人々との交流では老人施設への訪問、夏祭り、運動会なども参加してもらい交流が行われています。 		